

変更前 (2022 年 6 月 30 日版)	変更後 (2022 年 7 月 20 日版)
<p>第 2 条 (約款の改定)</p> <p>2 当社は、本約款を改定する旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上 (http://home.kcv.ne.jp/) に掲載する方法で告知するものとします。</p>	<p>第 2 条 (約款の改定)</p> <p>2 当社は、本約款を改定する旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上 (https://yumenet.jp) に掲載する方法で告知するものとします。</p>
<p>第 6 条 (本申込)</p> <p>2 前項の場合において、契約者は、当社へ本申込の内容を確認するための書類を提示するものとします。但し、当社が不要と判断する場合、この限りではないものとします。</p>	<p>第 6 条 (本申込)</p> <p>2 前項の場合において、契約者は、当社に本申込の内容を確認するための書類を提示するものとします。但し、当社が不要と判断する場合、この限りではないものとします。</p>
<p>第 16 条 (費用等の負担)</p> <p>2 契約者は、支払いを遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合、再振替手数料を当社へ支払うものとします。</p> <p>3 当社が、契約者に第 11 条 (期限の利益喪失) 第 1 項 (1) に基づく書面による催告をした場合、契約者は当該催告に要した費用を当社へ支払うものとします。</p> <p>4 契約者が、当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は公租公課 (消費税等を含みます) が増額される場合、契約者は当該公租公課相当額又は当該増額分を当社へ支払うものとします。</p>	<p>第 16 条 (費用等の負担)</p> <p>2 契約者は、支払いを遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合、再振替手数料を当社に支払うものとします。</p> <p>3 当社が、契約者に第 11 条 (期限の利益喪失) 第 1 項 (1) に基づく書面による催告をした場合、契約者は当該催告に要した費用を当社に支払うものとします。</p> <p>4 契約者が、当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は公租公課 (消費税等を含みます) が増額される場合、契約者は当該公租公課相当額又は当該増額分を当社に支払うものとします。</p>